

佐賀県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月三十日から平成二十四年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字藤瀬字中村七八一 番一地从り 佐賀市富士町大字栗並字大道二四九 番六地先まで	平成二四・三・三〇